

一般質問 (5)、委員会の審査から

地域包括ケアは福祉のかなめ
多職種連携にリーダーシップを!

納田 さおり (無所属)

地域包括ケアと在宅医療

【質問】 丸山市長は、全国で数人しかいない医師免許を持つ首長として、医療・介護連携日本一を目指すべく、特に在宅医療については多職種による退院前カンファレンスが重要で、医師の視点から有効な行政支援を構築していくべき。また、在宅医療の重要な担い手である訪問看護師への支援は。

【答弁】 モデル事業で多職種連携に成果があった。本市の地域性に即した仕組みづくりを進める。訪問看護は医療連携の根幹であり、協議会等で情報共有を進める。泉小当事者に誠意を示せ!

【質問】 廃校になる泉小当事者に最大限寄り添うことが重要だ。移動先を住吉小、保谷小、谷戸二小から自由に選択ができ、同等の補助や支援を受けたらという要望にきちんと応えるべき。

健康都市が検診事業を有料化?
小学校の統合問題も後手後手

桐山 ひとみ (無所属)

【質問】 平成25年9月に前立腺がん、喉頭がんを有料化するとのことについて、保健福祉審議会に諮問しているか。

【答弁】 厳しい財政状況下で、いま一度検証を必要とする時期に来ているのではないかと。

【質問】 医師会との委託単価の引き下げ交渉について、諮問の前には同僚議員の質問ではつきり答弁しているが、諮問する前に医師会との交渉をきちんとしてきたのか。

【答弁】 委託契約に当たっては、今後も委託事業全体の中で検討したい。

【意見】 交渉はこれからの

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、第4回定例会における各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

【職員退職手当支給条例の一部を改正する条例】

【市からの説明】 国及び東京都の退職手当制度に準じて改正するもの。1、整理退職等の退職手当の特例に係る基本給月額を東京都に準じる形で見直す。2、整理退職等については東京都と同様に特例措置を導入する。3、退職手当の支給制限等の処分については国及び東京都に準じた見直しを行う。

【主な質疑等】
問 整理退職等で今まで加算はなかったのか。
答 なかった。退職手当支給月数の引き下げに伴い、整理退職等について10%の加算を東京都が設けたことに合わせて加算を加えた。

問 退職手当審査会の構成は。
答 学識経験者や弁護士など計3名とする。常設ではなく、事例が起きた場合に設置する。

【結果】 賛成全員で可決

文教厚生委員会

【児童館条例の一部を改正する条例】

【市からの説明】 「公共施設の適正配置等に関する基本計画」における施設バランスの偏り解消のため、みどり児童センターを、市民交流施設へ転用できるように、条例を改正する。

【主な質疑等】
問 出前児童館についての内容は。児童クラブの職員の意見は聞いたのか。
答 出前児童館は、移行措置として、ひばりが丘児童センターにおいて検討する。今後の児童クラブの運営等は、みどり児童センター職員と児童クラブ嘱託員で議論した。

問 市民への説明の状況とアンケートで出てきた意見はどのようなものか。
答 児童クラブの父母会への説明会、アンケート調査と市民懇談会、関係各課合同での説明会を開催した。意見は、体育室の空調に関するものが一番多かった。

問 児童館は、図書室設置が義務づけられているが、どうなるのか。
答 図書室は撤去するが、玄関ホールにフリースペースに図書を設置する予定。

問 体育館へのエアコン設置の対応は。
答 体育室はこれからの検討になるが、育成室のエアコンでクールダウンできる。児童クラブだけになると、一緒に遊んでいた子どもが遊べなくなるのでは。

問 ひばりが丘、みどりの両児童センターで交流を図り、違和感なく移行できるように今後検討する。
問 みどり児童センターで行われてきた子育てひろば事業は今後どうなるのか。
答 出前児童館に子育てひろば事業を盛り込んだ形で、継続していきたい。



東伏見コミュニティセンター (東伏見5丁目)

【市からの説明】 東伏見コミュニティセンターの管理運営に関し、東伏見コミュニティセンター管理運営協議会から指定管理者の指定申し込みがなされ、特命により指定をするもの。

【主な質疑等】
問 以前と仕様書の変更点はあるか。こは、市民交流施設ではあるが、子どもたちが多く集まる施設であることに対して、運協から話が出ているか。
答 以前の仕様書は、NPO法人が対象だったため、例えば物品の帰属等の項目はなかった。それ以外の事業内容等については同様である。

問 子どもの居場所づくりについて、運協の構成員に小中学校PTAのOBもいるため、子ども同士だけでなく、さまざまな年齢層との交流も考えていきたいとのことである。市民交流施設の趣旨を十分踏まえて運営していただけると期待している。
問 市民、地域の方々が主体的にやっていた話だが、は大変ありがたい話だが、運営や経理面のチェックは、資金等の運営管理については、運営委員の役員に、監査の方が2名おり、運協の中で監査がされる。その結果は、年度末に市が報告を受ける。

問 運協には、地域団体の出身者として所属しているのか、個人で所属しているのか。また、例えば運協が専門業者に全体を任せるといった契約方法をとるのか。
答 運協の組織体は、個人として構成している。施設の運営管理、事務員は、地域になれた方、運営になれた方を選定したいという意向と聞いている。

問 他の長い歴史のある施設との交流は考えているか。
答 考えていないが、指定管理の更新時期に情報交換する場を設定している。

問 災害時における同センターの役割、位置づけは。
答 計画的なものはないが、避難場所の確認や、防災訓練等は以前から行っている。

建設環境委員会

【結果】 賛成全員で可決
【市からの説明】 下水道使用料の額に係る新消費税率の適用について特例を設けるもので、新消費税率8%を6月分の使用料から適用することとし、平成26年4月分及び5月分として算定する使用料については、5%の消費税率を適用させるもの。

下水道使用料は、住んでいる地域により偶数月検針と奇数月検針に分かれ、さらに、平成26年4月1日施行日前から継続使用している場合と、施行日以降に新規に開始する場合も想定される。

検針月の違いや、継続使用と新規開始の違いによって8%の適用時期に違いが生じ、使用者間に不公平が生じることとなることから、6月分の使用料から一律に8%を適用する特例を設け、使用者間の公平性を確保するもの。

【主な質疑等】
問 下水道と上水道は一緒に徴収されている。東京都が徴収する上水道も同じと考えて今回の特例を適用するのか。
答 情報として、東京都は3月議会でのような特例を上程すると聞いている。

問 実際に4月から国に支払う消費税はどこが払うのか。
答 消費税は市が負担する。

問 市の負担額は。
答 24年度の決算をベースとして、270万円程度と試算している。

【結果】 賛成全員で可決